

平成 29 年 11 月 24 日

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・中東株式ファンド」  
投資信託約款の変更予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「アムンディ・中東株式ファンド」（以下「ファンド」といいます。）について、主要投資対象である外国投資法人（以下「サブファンド」といいます。）を「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ」から「Amundi Funds エクイティ MENA」に入替えを行う投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

弊社といたしましては、この度の投資信託約款の変更について、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条およびその関係法令に規定する「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断いたしました。

つきましては、ファンドは平成 29 年 11 月 27 日時点の受益者（平成 29 年 11 月 24 日以降の取得申込および平成 29 年 11 月 22 日以前の解約申込は対象外となります。）を対象に、下記の日程で投資信託約款の変更に関する書面決議の手続きを行います。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成 30 年 1 月 26 日をもってファンドの投資信託約款の変更を適用いたします。

書面決議が可決の場合、上記の投資信託約款の変更に加え、同時にファンドの信託終了日を平成 30 年 6 月 11 日から平成 35 年 6 月 12 日まで 5 年間延長いたします。否決の場合は投資信託約款の変更を行わず、現行通り平成 30 年 6 月 11 日付で定時償還いたします。

なお、ファンドの書面決議の可否に関係なく、「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」につきましては、信託期間の延長は行わず、平成 30 年 6 月 11 日付で定時償還いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■投資信託約款の変更に係る書面決議の手続きおよび日程

- |                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| ① 書面による議決権行使の期間  | 平成 29 年 11 月 27 日 ～ 平成 29 年 12 月 19 日 |
| ② 書面による決議の日      | 平成 29 年 12 月 20 日                     |
| ③ 投資信託約款の変更適用予定日 | 平成 30 年 1 月 26 日                      |

■書面決議の結果のお知らせ

平成 29 年 12 月 20 日の書面決議の結果を、同日、弊社ホームページ（<http://www.amundi.co.jp>）にてお知らせいたします。

■この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン  
電話 0120-202-900（フリーダイヤル）（委託会社の営業日の 9:00～17:00）

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上